

令和4年7月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和4年7月総会議事録

1 日 時 令和4年7月15日（金） 午前9時50分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件

議 案

第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について (1件)

第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)

第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権1件・農地中間管理事業に係る利用権1件)

報告事項

1 土地現況証明報告（非農地証明） (2件)

2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）

（1件・農地中間管理事業に係る合意解約5件・

農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更5件）

3 その他

・次回総会 8月15日（月） 午前9時30分から 市役所4階会議室

・現地調査 8月 8日（月） 予定

4 出席委員（19人：議席順）

1番 野中 保志

2番 藤川 久志

3番 大田 寛治

4番 林 一志

5番 深水 一男

6番 河野 八千代

7番 高林 司

8番 名和田 栄治

9番 大田 裕美

10番 大汐 光晴

11番 岡島 史真

12番 林 弘幸

13番 岡本 勇二

14番 木村 正雄

15番 中野 晴人

16番 末永 恵子

17番 山近 洋祐

18番 松田 昭洋（会長職務代理者）

19番 大野 耕作（会長）

5 農業委員会事務局職員

事務局長 角谷 隆士

事務局長補佐 坂倉 幸三

書記 北村 実瑛

6 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和4年7月の総会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案が3件、報告事項が2件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、6月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和4年7月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は19名、本日の出席委員は19名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

13番、岡本勇二委員、14番、木村正雄委員、よろしく願いをいたします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年7月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字俵山字●、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、台帳面積は1,163㎡、行為をする面積は1,163㎡。

申請人は、俵山▲▲▲▲番地▲、●●●さん。

転用の目的は、農家用住宅及び農産物加工場です。

理由としまして、現在居住している宅地が一般国道▲▲▲号線、●●●●道路整備事業用地として買収されるため、隣接する自己所有地に新たに住宅及び農産物加工場を建築したい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 2 ページをご覧ください。長門市役所俵山出張所から北東へ約 1.6 km に位置する農地です。

また、3 ページと 4 ページには公図、5 ページには土地利用計画図、6 ページから 10 ページには平面図と立面図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」4 ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内にある農地となりますが、市の方へ農業振興地域整備計画変更の申請が提出され、県と協議したところ令和 4 年 4 月 11 日付けで異議なしの回答を得ており、農用地から除外される見通しとなっております。

除外後は、農業公共投資の対象となっている農地で、農地法施行令第 5 条第 2 号が規定する第 1 種農地に該当し、原則許可しないことになっていますが、許可方針 (3) のエをご覧ください。

本案件につきましては、農地法施行規則第 33 条第 4 号が規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可可能案件であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、土地収用に係る保証金での対応ということで、国土交通省との損失補償協議書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、溜枿を介して道路の側溝に放流し、汚水については公共下水道に放流するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 6 番、河野委員、補足説明をお願いいたします。

6 番

6 番、河野です。

6月6日に、大野会長、鈴川推進委員、事務局2名と私の計5名で現地調査を行いました。

申請者の●●さんは、現在進められている、●●●●道路事業により、家屋が取壊しになるため、隣接する土地に新しく家屋を建てるというものです。

特に何ら、問題もないと思われます。

皆様の慎重審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数でございます。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取し、適当と認めるとの回答の後、農業振興地域整備計画変更と同時に許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規程による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明に入ります。2ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年7月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字東深川字●●、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田。面積は291㎡。

権利の種類は所有権の移転です。

譲受人は、西深川▲▲▲▲番地、●●住宅、●●●●さん。

譲渡人は、広島市東区●●▲丁目▲▲番▲▲号、●●●●さんです。

転用の目的は、自己用住宅です。

理由としまして、譲受人が、現在、両親と子と共に借家に住んでいるが、

子の成長に伴い手狭になってきたため、自己用住宅を建築することにした。
譲渡人は、譲受人の要望に応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 11 ページ
をご覧ください。長門市役所本庁から南へ約 1.1km に位置する農地です。

また、12 ページには公図、13 ページには土地利用計画図、14 ページ以降
には平面図及び立面図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定す
る第一種低層住居専用区域に指定されており、農地法施行規則第 44 条第 3
号が適用され、転用許可可能な第 3 種農地に該当するものと考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。な
お、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、
自己資金及び融資による対応ということで、金融機関の預金残高証明書の
写し及び融資証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅
滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から令和 5 年 12 月
末日までに完了することになっており、確実であると考えます。キの「計
画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であ
ると思えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容
から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水について
は溜枳を介して道路側溝に放流し、汚水については公共下水道に排出する
ため、特に問題はないと思えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に
該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 17 番、山近委員、補足説明をお願いいたします。

17 番

17 番、山近です。

7 月 7 日に大野会長さん、西川推進委員さん、事務局 3 名と私の、計 6 名
で現地調査をいたしました。

場所は、●●中学校の裏手の方で、県道 34 号線、近松道路を挟んだ、宅
地化の進んだ第 3 種農地です。

事務局から説明がありましたように、被害防除計画も問題ありませんか
ら、申請のとおり承認しても良いかと思っております。

以上です。皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用
集積計画の承認について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐 議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承
認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集
積計画の申請があったので、審議決定を求める。

令和 4 年 7 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

8 月 1 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係
る利用権設定の 2 つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。3 ページをご覧ください。

使用貸借ですが、長門地区で 1 件 1 筆の 1,855 ㎡となります。

詳細につきましては、4 ページをご覧ください。

次に、6 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区で 1 件 1 筆の 3,141 ㎡となります。

詳細につきましては、7 ページをご覧ください。

基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基
本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に
必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えま
す。

以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長 議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等あり
ましたらお願いをいたします。

(補足説明、意見なし)

議長 議案全体についてご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。
よって、本件は、承認することに決定をいたしました。
引き続きまして、報告事項に入ります。
報告事項の1の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、説明に入ります。9ページをご覧ください。
報告事項1、土地現況証明報告、非農地証明でございます。
番号1。
土地の所在、大字三隅中字●●、地番▲▲▲▲番▲、登記地目は畑、面積は36㎡。
申請者は、宇部市●●●▲丁目▲▲番▲▲の▲号、行政書士●●●●さん。
現地については、雑種地化しており、農地としての活用は不可能な状態となっていることから、令和4年7月7日付けにて、大野会長、松田推進委員、事務局とで現地を確認し、雑種地として証明をしております。
番号2。
土地の所在、大字日置中字●●、地番▲▲▲▲番、登記地目は宅地、面積は1268.19㎡。
申請者は、日置中▲▲▲▲番地、●●●さん。
現地については、畑として整備されており、作付がされていることから、令和4年7月7日付けにて、大野会長、野中委員、木村推進委員と事務局とで現地を確認し、畑として現況証明をしております。
以上でございます。

議長 ただいま、事務局より報告事項1について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項の2の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、10ページをご覧ください。

報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの、合意解約でございます。

番号1。

通知者ですが、賃貸人は、長門市日置上▲▲▲▲▲番地▲、●●●●●さん。

賃借人は、日置中▲▲▲▲番地▲、●●●●●さん。

土地の所在は、大字日置中字●●、地番▲▲▲▲番、面積は3,215㎡。ほか1筆。

令和4年5月17日に合意解約をしております。

次に11ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る合意解約でございます。

番号1。

賃貸人は、長門市油谷久富▲▲▲▲番地▲、●●●●●さん。

賃借人は、山口市●▲丁目▲番▲▲号、公益財団法人●●●●●●●●●●●●●●●●●●。

転借人は、長門市油谷久富▲▲▲▲番地、●●●●●さん。

土地の所在は、油谷久富字●●、地番▲▲▲▲番、面積は3,008㎡。

令和4年5月31日に合意解約をしております。

ほか4件の合意解約でございます。

次に、12ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更です。

番号1。

旧賃借人は、長門市西深川▲▲▲▲番地、●●●●●さん。

新賃借人は、長門市西深川▲▲▲▲番地、●●●●●さん。

土地の所在は、西深川字●●、地番▲▲▲▲番、面積は1,907㎡。

契約期間は令和4年6月30日から令和8年11月30日までとなっております。

ほか4件の合意解約による耕作者の変更です。

以上でございます。

議 長

ただいま、事務局より報告事項の2について説明がございましたが、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 続きますて、その他、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長 補佐 それでは、8月の定例総会ですが、8月15日、月曜日、9時半から市役所4階大会議室で開催いたします。

なお、現地調査につきましては8月8日、月曜日を予定しております。該当する委員さんには、後日事務局から集合時間等連絡しますので、ご立会をよろしくお願いいたします。

また、第3回農地利用最適化推進地区別会議ですが、8月24日、水曜日には、日置、油谷地区で、8月25日、木曜日には、長門、三隅地区で開催いたします。

事務連絡については、以上となります。

議 長 本日、皆様にお諮りする全ての議題を終わりますが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、以上をもちまして、7月の定例総会を終了させていただきます。お疲れでございました。

終了時間 午前10時17分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和4年7月15日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 岡 本 勇 二

議事録署名委員 木 村 正 雄